

7. 一般会計負担のあり方

(1) 一般会計負担の基本的な考え方

病院事業は、原則的には独立採算で経営されるべきですが、公立病院には不採算医療や高度医療を担うといった使命があることから、その補てんのため、一般会計から病院事業会計への繰り出しが行われています。繰り出しの基本となるのは、総務副大臣通知に基づく繰出基準や病院事業に係る地方交付税措置内容であり、これらを勘案した上で、一定のルールに則って繰り出しを行う必要があります。

(2) の2) ⑥、⑦に新たなルールを追加しておりますが、一般会計の財政状況も踏まえながら対応してまいります。

以下に具体的な一般会計負担の基準を示します。9.に資料を掲載しています。

(2) 一般会計負担のルール

1) 国の示す繰出基準のうち該当するもの

区 分	繰 出 基 準
①病院の建設改良に要する経費	建設改良費及び企業債元利償還金の1/2 (平成14年度以前の事業は元利償還金の2/3)
②へき地医療の確保に要する経費	非常勤医師の派遣に要する経費の1/2
③救急医療の確保に要する経費	普通交付税措置額
④経営基盤強化対策に要する経費	
ア) 不採算地区病院の運営に要する経費	特別交付税措置に基づく額
イ) 医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の1/2
ウ) 病院事業会計に係る共済組合追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済組合追加費用の負担に要する経費
エ) 公立病院改革の推進に要する経費	新改革プランの実施に伴い必要となる経費
⑤地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	病院職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費

⑥地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	病院職員に係る児童手当の給付に要する経費
------------------------	----------------------

2) 1) 以外の繰出基準の項目

区 分	繰 出 基 準
①県健全化資金貸付金元利償還金に要する経費	元利償還金の1/3
②一時借入金支払利息に要する経費	一時借入金支払利息に要する経費
③病院運営費補助	
ア) 普通交付税算入分	病床数に係る普通交付税算入分から「1)①病院の建設改良に要する経費」及び「1)④イ)医師及び看護師等の研究研修に要する経費」を控除し、近畿大学協力分を加えた額
イ) 医師確保分	医師地域特別手当支給額
④看護師・医療技術員養成費	修学資金貸付金額
⑤医療及び福祉の充実等に要する経費	ふるさと応援寄付を財源とした医療機器購入に要する経費
⑥産婦人科・小児科の診療に要する経費	不採算科目である産婦人科・小児科の収支赤字額
⑦一時借入金解消に要する経費	一時借入金の解消に要する経費で、一般会計の財政状況に応じた額

8. 新改革プランの点検・評価・公表

新改革プランを着実に実行し、病院事業の経営向上を進めるため、新改革プランに掲げられた取組の進捗状況の点検・評価を行います。また、町広報誌やホームページを通じ、町民の皆さんへ情報開示を行います。

1) 病院内部における進捗状況の点検とその公表

○病院職員が一丸となって改革プランに掲げられた項目について、目標数値等達成に向けて着実に取り組んでいきます。

2) 第三者機関による進捗状況の評価とその公表

○外部委員からなる組織「病院事業改革評価委員会」が、年度毎に改革プランに掲げられた項目の進捗状況の評価を行います。

○当該委員会は、その評価の結果を、必要に応じ意見を付して町長に報告します。

○町長は、報告を受けたときは病院事業管理者及び院長に報告し、必要に応じて是正を求めるとともに、その評価結果をホームページ等を通じて公表します。

9. 資料（収支計画・一般会計からの繰入金の見通し・経営形態別比較表）

平成28年度から32年度にかけての収支計画を、別紙のとおり定めます。診療報酬改定等により必要に応じて見直しを行ってまいります。また、一般会計負担のルールに基づく繰入金の見通し、経営形態別比較表についてもまとめています。

9. 資料

【収支計画（収益的収支）】

（単位：百万円、％）

年度 区分		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		収入	1,974	2,027	2,196	1,627	1,788	1,786	1,783
1. 医業収益 a	1,860	1,907	2,073	1,515	1,667	1,665	1,662	1,660	
(1) 料金収入	114	120	123	112	121	121	121	121	
(2) その他	40	40	40	40	40	40	40	40	
うち他会計負担金	316	374	371	372	371	333	322	325	
2. 医業外収益	307	286	283	287	289	262	261	261	
(1) 他会計負担金・補助金	0	1	0	0	0	0	0	0	
(2) 国（県）補助金	0	80	81	79	76	65	55	58	
(3) 長期前受金戻入	9	7	7	6	6	6	6	6	
(4) その他	2,290	2,401	2,567	1,999	2,159	2,119	2,105	2,106	
経常収益(A)	2,459	2,440	2,563	2,121	2,139	2,066	2,023	2,023	
支出	1. 医業費用 b	965	989	1,066	1,041	1,014	1,014	1,014	1,014
(1) 職員給与と費用 c	664	687	768	328	362	361	361	360	
(2) 材料費	385	382	380	380	368	360	351	343	
(3) 経費	256	241	236	239	227	197	162	171	
(4) 減価償却費	189	141	113	133	168	134	135	135	
(5) その他	84	105	115	80	84	80	79	77	
2. 医業外費用	21	20	20	19	18	18	17	16	
(1) 支払利息	63	85	95	61	66	62	62	61	
(2) その他	2,543	2,545	2,678	2,201	2,223	2,146	2,102	2,100	
経常費用(B)	▲ 253	▲ 144	▲ 111	▲ 202	▲ 64	▲ 27	3	6	
経常損益(C)=(A)-(B)	114	2	0	0	0	0	0	0	
特別損益	2. 特別損失(E)	559	129	23	0	0	0	0	
特別損益(D)-(E)(F)	▲ 445	▲ 127	▲ 23	0	0	0	0	0	
純損益(C)+(F)	▲ 698	▲ 271	▲ 134	▲ 202	▲ 64	▲ 27	3	6	
累積欠損金(G)	3,938	0	0	202	266	293	290	284	
不良債務	流動資産(ア)	458	435	433	379	406	386	400	419
流動負債(イ)	312	562	572	541	441	383	339	298	
うち一時借入金	0	200	200	300	200	100	50	0	
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入又は未発行の額	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引不良債務(オ)={ (イ)-(エ) } - { (ア)-(ウ) }	▲ 146	127	139	162	35	▲ 3	▲ 61	▲ 121	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	90.1	94.3	95.9	90.8	97.1	98.7	100.1	100.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 7.4	6.3	6.3	10.0	2.0	▲ 0.2	▲ 3.4	▲ 6.8	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	80.3	83.1	85.7	76.7	83.6	86.4	88.1	88.0	
職員給与と費用対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	48.9	48.8	48.5	64.0	56.7	56.8	56.9	56.9	
地方財政法上の資金不足額(H)	—	127	139	162	35	—	—	—	
地方財政法上の資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	—	6.3	6.3	10.0	2.0	—	—	—	
財政健全化法上の資金不足額(I)	—	—	—	17	—	—	—	—	
財政健全化法上の資金不足比率 $\frac{(I)}{a} \times 100$	—	—	—	1.1	—	—	—	—	
病床利用率	74.8%	74.7%	82.5%	74.7%	81.8%	81.8%	81.8%	81.8%	

【収支計画(資本的収支)】

(単位:百万円、%)

年度 区分		25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		1. 企業債	5	5	17	15	171	48	48
2. 他会計出資金	6	5	23	15	175	49	49	49	
3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. 他会計補助金	64	63	62	77	30	31	55	60	
6. 国(県)補助金	0	4	3	3	40	3	3	3	
7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
収入計(a)	75	77	105	110	416	131	155	160	
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	0	0	
前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計(a)-{(b)+(c)}(A)	75	77	105	110	416	131	155	160	
1. 建設改良費	12	14	43	35	382	100	100	100	
2. 企業債償還金	129	128	125	143	56	55	101	109	
3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他	1	0	1	0	1	1	1	1	
支出計(B)	142	142	169	178	439	156	202	210	
差引不足額(B)-(A)(C)	67	65	64	68	23	25	47	50	
1. 損益勘定留保資金	67	65	64	68	23	25	47	50	
2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	
3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計(D)	67	65	64	68	23	25	47	50	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	

【一般会計等からの繰入金の見通し】

(単位:百万円)

	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	(174)	(155)	(159)	(163)	(163)	(136)	(136)	(136)
	347	326	323	327	329	302	301	301
資本的収支	(7)	(7)	(19)	(10)	(6)	(6)	(5)	(4)
	70	68	85	92	205	80	104	109
合計	(181)	(162)	(178)	(173)	(169)	(142)	(141)	(140)
	417	394	408	419	534	382	405	410

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいう。

【一般会計からの繰入金の見通し】

項目		繰出基準	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
(医業収益)								
他会計 負担金	①救急医療の確保に要する経費	算出根拠	1,697,000円×4床+32,900,000円					
		繰入額	39,688,000	39,688,000	39,688,000	39,688,000	39,688,000	
(医業外収益)								
他会計 補助金	②医師及び看護師等の研究研修に要する経費	算出根拠	(医学研究手当14,640,000円+研究研修費6,100,000円)×1/2					
		繰入額	10,370,000	10,370,000	10,370,000	10,370,000	10,370,000	
	③共済組合追加費用に要する経費	算出根拠	給料443,499,900円×追加費用率16.7/1000×10/10					
		繰入額	7,246,785	7,406,448	7,406,448	7,406,448	7,406,448	
	④基礎年金公的負担金に要する経費	算出根拠	(月次給料443,499,900円+期末手当等170,822,747円)×37.7/1000×10/10					
		繰入額	22,509,601	23,159,964	23,159,964	23,159,964	23,159,964	
	⑤児童手当に要する経費	算出根拠	児童手当8,175,000円×10/10					
		繰入額	5,595,000	8,175,000	8,175,000	8,175,000	8,175,000	
	⑥公立病院改革プランに要する経費	算出根拠	新公立病院改革プラン策定及び公表、評価等に要する経費：500,000円×10/10					
		繰入額	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	⑦医師確保に要する経費	算出根拠	医師地域特別手当350,000円×12ヶ月×11人					
繰入額		46,200,000	46,200,000	46,200,000	46,200,000	46,200,000		
⑧運営費補助に要する経費	算出根拠	a	166床	166床	130床	130床	130床	
		b	755千円/床	755千円/床	755千円/床	755千円/床	755千円/床	
	c	2,138,200	2,196,720	2,196,720	2,196,720	2,196,720		
	繰入額	a×b+c (近畿大学協力分) - ②-④のうち建設改良費500千円						
⑨一時借入金支払利息に要する経費	算出根拠	一時借入金利息200,000円×10/10						
	繰入額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000		
⑩一時借入金解消に要する経費	算出根拠	※一般会計の財政の状況により繰入れ						
	繰入額	0	0	0	0	0		
小計			209,219,586	212,668,132	185,488,132	185,488,132	185,488,132	
他会計 負担金	⑪企業債償還利子に要する経費	算出根拠	a	1,547,197	1,453,400	1,358,095	1,261,260	1,162,868
			b	17,368,761	16,702,382	16,328,180	15,776,320	15,176,862
	繰入額	a (H14以前分) ×2/3 + b (H15以降分) ×1/2						
	⑫不採算地区病院の経営に要する経費	算出根拠	(842,000円×100床×(1-30床/50床))÷0.8					
			繰入額	42,100,000	42,100,000	42,100,000	42,100,000	42,100,000
	⑬僻地医療の確保に要する経費	算出根拠	a	42,140,000	40,400,000	40,400,000	40,400,000	40,400,000
			b	10,361,180	9,746,420	9,746,420	9,746,420	9,746,420
繰入額	(a (非常勤医師報酬) + b (非常勤医師旅費)) ×1/2							
⑭健全化資金償還利子に要する経費	算出根拠	a	144,507	87,979	46,938	15,673	0	
		繰入額	a×1/3					
⑮産婦人科・小児科の診療に要する経費	算出根拠	産婦人科・小児科の収支赤字分 ※一般会計の財政の状況により繰入れ						
		繰入額	0	0	0	0	0	
小計			78,114,604	76,522,660	76,258,343	75,907,434	75,536,886	
収益的収入計			327,022,190	328,878,792	301,434,475	301,083,566	300,713,018	
うち繰出基準		○	163,975,821	165,792,746	165,542,109	165,201,622	164,836,298	
うち繰出基準外			163,046,369	163,086,046	135,892,366	135,881,944	135,876,720	
(資本的収入)								
他会計 出資金	⑯建設改良に要する経費 (建設改良費)	算出根拠	1,000,000					
		繰入額	500,000	3,507,346	500,000	500,000	500,000	
	(過疎債対象医療機器購入費)	算出根拠	35,000,000					
繰入額	14,650,000	171,082,000	48,150,000	48,150,000	48,150,000			
小計			15,150,000	174,589,346	48,650,000	48,650,000	48,650,000	
他会計 補助金	⑰企業債償還元金に要する経費	算出根拠	a	5,839,015	5,932,812	6,028,117	6,124,952	6,223,344
			b	124,826,888	40,353,935	42,378,281	91,409,321	102,732,869
	繰入額	a (H14以前分) ×2/3 + b (H15以降分) ×1/2						
	⑱健全化資金償還元金に要する経費	算出根拠	a	12,419,398	9,325,895	6,253,125	3,134,359	0
			繰入額	a×1/3				
	⑳医療及び福祉の充実等に要する経費 (医療機器購入)	算出根拠	4,139,799					
繰入額			3,000,000	3,108,632	2,084,375	1,044,786	0	
繰入額	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000			
繰入額	3,000,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000			
小計			76,445,920	30,240,808	31,292,260	54,832,748	59,515,331	
資本的収入計			91,595,920	204,830,154	79,942,260	103,482,748	108,165,331	
うち繰出基準		○	81,456,121	198,721,522	73,857,885	98,437,962	104,165,331	
うち繰出基準外			10,139,799	6,108,632	6,084,375	5,044,786	4,000,000	
一般会計繰入金合計			418,618,110	533,708,946	381,376,735	404,566,314	408,878,349	
うち繰出基準		○	245,431,942	364,514,268	239,399,994	263,639,584	269,001,629	
うち繰出基準外			173,186,168	169,194,678	141,976,741	140,926,730	139,876,720	

【経営形態別比較表】

	地方公営企業法 全部適用	地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者
開設者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
運営責任者	病院事業管理者	理事長	指定管理者
設立団体の長の関与	・ 管理者の任免等 ・ 予算の調製、議案の提出等	・ 中期目標の策定、指示 ・ 中期計画の認可、変更命令 ・ 年度計画の届出 ・ 業務実績評価 ・ 中期計画終了時の検討、報告聴取、立入検査、是正命令 ・ 理事長の任免等	・ 指定管理者の指定 ・ 年度終了後事業報告受理 ・ 管理業務、経理状況の聴取 ・ 事業運営状況の評価 ・ 指定取消、管理業務停止命令等
議会の関与	・ 地方公営企業の設置 ・ 予算の議決 ・ 決算の認定 ・ 料金に係る条例制定	・ 地方独立行政法人の設立 ・ 定款の作成、変更 ・ 中期目標の作成、変更 ・ 中期計画の作成、変更(料金を含む)等	・ 指定の手續、管理の基準、業務内容等の条例制定 ・ 指定に係る議決 ・ 利用料金の基準制定
内部組織	設置条例で設置及びその経営の基本を定め、その他は管理者が企業管理規定で決定	理事長、監事以外の役員(理事)及び内部組織は理事長が必要な組織を決定	基本協定締結時に組織体制に関する計画書を地方公共団体が審査
定数管理	条例で定める	理事長が自らの裁量で弾力的に決定	指定管理者の定めるところによる
人事権(職員の任命)	病院事業管理者	理事長	指定管理者
職員の身分	公務員	非公務員	非公務員
移行時における職員の処遇	事業管理者に新たに任命されるが、基本的には現行のまま変化なし	現職員のうち条例で定める職員は、別に辞令を発せられない限り、法人設立の日において法人の職員となる	指定管理者が任命
労使関係	団結権 あり 団体交渉権 あり 争議権 なし	団結権 あり 団体交渉権 あり 争議権 あり	団結権 あり 団体交渉権 あり 争議権 あり
給与	・ 給与の種類・基準を条例で規定 ・ 当該地方公営企業の経営状況、その他の事情を考慮して企業独自の給料表を設定可	・ 当該法人の業務成績を考慮 ・ 社会一般の情勢に適合させる	受託者との労働協約、就業規則等に基づいて決定
予算	・ 予算単年度主義 ・ 事業管理者が予算原案を作成して地方公共団体の長に送付。長が調製して議会提出	中期計画に基づき、年度毎の事業運営に関する年度計画を定め設立団体の長に届け出る	指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議
契約	事業管理者の権限	理事長の権限	指定管理者
資金調達	起債、設置者からの長期借入金が可能	設置者からの長期借入金は可能	独自資金調達
評価制度	—	評価委員会による評価	—
一般会計負担	町が負担すべき経費を一般会計から繰入	必要な経費を町から運営費交付金として交付	必要な経費を町から指定管理料として交付